

## 化粧品の動物実験に関する公開質問状

記入日： 2015年 4月 13日

記入者： XXXXXXXXXX

所属・役職： 花王株式会社 生活者コミュニケーションセンター

平成 27 年 3 月 5 日付「化粧品等の動物実験に関する回答」中、本文「今後も製品・原料の自社における実施・外部委託を問わず、化粧品（薬用化粧品を含む）のための動物実験は行わない方針です（略）なお、社会の要請により安全性の説明をする必要が生じた場合は除きます（※2）」とあり、例外的に動物実験を行うケースとして「※2 市場にある製品に関して、改めてその安全性を証明する必要が生じ、そのための選択肢が動物実験しかない場合や、法規制等により動物実験が不可欠となっている場合」と示されていますが、

1. 新規原料を配合する医薬部外品の承認申請にあたっては、現状、動物実験の実施が事実上法的要件とされていますが、上記但し書きにある「法規制等により動物実験が不可欠となっている場合」には、<新規原料を配合する医薬部外品の承認申請>を含んだ表現ですか（該当する選択肢に○をつけてください）。

はい

いいえ

左記の回答は、弊社がご回答差し上げた化粧品（薬用化粧品を含む）についてのものと異なります。

2. 化粧品基準の改正要請にあたっては、現状、動物実験の実施が事実上法的要件とされていますが、上記但し書きにある「法規制等により動物実験が不可欠となっている場合」には<化粧品基準の改正要請>を含んだ表現ですか（該当する選択肢に○をつけてください）。

はい

いいえ

左記の回答は、弊社がご回答差し上げた化粧品（薬用化粧品を含む）についてのものと異なります。

以上